

第三次

大野北公民館振興計画

令和7年（2025年）3月 策定

は じ め に

～「であえる まなべる つながる みんなの公民館」

をめざして～

「大野北公民館振興計画」は、平成１７年３月に策定され、その後平成２３年と２７年に改訂が加えられ今日に至るまで、公民館事業を推進していくための指針としてまいりました。

今後の１０年間を計画期間とする「第三次大野北公民館振興計画」の策定にあたりましては、これまでに積み重ねてきた公民館活動の歴史と成果を大切にしながらも、「淵野辺駅南口周辺の公共施設集約・複合化における再整備」の状況を踏まえて、公民館の役割が学習機会の提供はもとより、人と人とがつながるための地域の拠点となることを願って計画づくりを行いました。

今後、大野北公民館といたしましては学習機会の提供だけではなく、学校、家庭及び地域の方々など相互間の連携や協力のもと、地域の拠点となるよう努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、計画の策定にあたり熱心にご検討いただきました大野北公民館運営協議会委員の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

令和７年３月

相模原市立大野北公民館

館長 小 川 紳 夫

目 次

1	第三次大野北公民館振興計画の策定にあたって	
	(1) 策定の趣旨	1
	(2) 本計画の期間	1
	(3) 策定の視点	1
	(4) 現状認識と課題	2
2	計画の基本方向	
	(1) 基本理念	3
	(2) 重点目標	3
	(3) 活動計画	4
3	活動推進体制	13
4	策定経過	14
5	資料	16
6	運営協議会名簿	20

1 第三次大野北公民館振興計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

昭和27年(1952年)に設置された大野北公民館は、住民主体の運営を基本に社会教育施設・教育機関の役割を果たしてきました。学習・文化活動、体育・レクリエーション活動、青少年活動など多彩な領域の活動拠点として、事業を推進し、地域住民は大野北公民館を支えてきました。

相模原市全体としては人口が減少するなか、大野北地区の人口は、2038年にかけて増加し続け、その後は減少すると推計されています。他地域と比較すると0～14歳の人口が多く、かつその比率が高いことから、子育て世代に選ばれるまちとして成長・発展していることがわかります。近隣には、複数の大学や国の研究機関等の文教施設が多く立地し、学生や社会人の地域活動が活発な地域となっています。一方で、高齢者世帯の増加も見込まれており、地域コミュニケーション環境やICT活用等の世代間格差も広がることが懸念されています。

全国で度々起きる自然災害や2019年末からのコロナ禍等、変化する社会状況の中で、公民館は社会教育施設としてだけではなく、人と人をつなげる場および地域づくりの拠点としての役割を求められています。

誰もが共に学びあい、学びのもとに新たな出会いへとつながり、公民館活動を「自分ごと」ととらえる住民の主体的な行動による心豊かなくらしの実現に向けた公民館事業を展開するために本計画を策定するものです。

(2) 本計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)までとします。なお、概ね3～5年ごとに見直しを図ることとし、「淵野辺駅南口周辺の公共施設集約・複合化による再整備」の状況を踏まえて、適宜見直します

(3) 策定の視点

- (ア) 第二次大野北公民館振興計画(平成27年度(2015年度)～令和6年度(2024年度))における成果及び公民館運営協議会による検証結果を反映
- (イ) 公民館運営協議会により抽出された大野北地域の特性や現状、生活課題・地域課題を反映
- (ウ) 住民の学習ニーズの変化や新たな社会的課題を反映
- (エ) 相模原市教育振興計画及び相模原市教育委員会点検・評価結果報告書の点検・評価結果を反映
- (オ) 地域の幅広いつながりのなかで事業展開する大野北公民館の特性を反映
 - ・ 公民館利用サークル協議会との連携など住民主体の運営と自主的な学

習の尊重

- ・ 関係機関・団体との交流、連携による事業の強化
- ・ 地域活動の担い手の育成
- ・ 地域の人材による学習成果の還元
- ・ 実行委員会や専門部等による多くの住民の事業参加
- ・ 運営協議会による事業への支援 等

(カ) 事業評価シート(資料1)や参加者アンケートを活用し、P(計画)、D(実施)、C(評価)、A(見直し)サイクルによる進行管理体制を継続

(キ) 社会教育法(資料2)における公民館の役割を反映

(4) 現状認識と課題

(ア) 子どもの遊び場・集いの場や子育て世代向けの育児支援や交流の機会が少ない。

(イ) 高齢者の社会参加の場が少ない。

(ウ) 地域や公民館の新たな担い手となる人材が不足している。

(エ) 誰もが気軽に参加できる様々な団体との交流の場、世代を超えた交流の場が少ない。

(オ) 公民館活動の住民への情報発信が少なく、公民館への関心が低い。

(カ) 今日的課題とする「ICT」、「防災」、「人権」への対応が不足している。

2 計画の基本方向

(1) 基本理念

だれもが気軽に参加でき、様々な団体との交流や世代を超えた交流を通じた生涯学習の場、地域や公民館の新たな担い手の人材育成・発掘の場としての公民館をめざし、基本理念を設定しました。

基本理念 「であえる まなべる つながる みんなの公民館」

(ア) であいを大切にし、学びあいを通じて人間関係をつくり、連携を深める場所とする。

(イ) 住民生活に密着した学習・文化・スポーツ活動を推進し、住民相互、利用団体サークル相互の交流を深め、地域づくりや人と人をつなぐ拠点としての役割を果たします。

(2) 重点目標

基本理念を受けて10年間の重点目標を定めます。

- ① 住民が主体的に活動できる公民館をめざし、住民自らが企画・運営する事業を推進します。
- ② 子ども・子育て事業を強化・充実します。
- ③ 高齢者向け事業を強化・充実します。
- ④ 今日的課題に対応した学習・文化・スポーツ・青少年活動事業を推進します(ICT・防災・人権など)。
- ⑤ 関係機関・団体との交流・連携を深めるとともに地域の人材による学習成果の地域還元を推進します。
- ⑥ 公民館活動内容に対する住民への情報提供を行い、公民館への関心を高めていきます。

(3) 活動計画

公民館振興計画の重点目標を受け、活動分野別の活動計画を示します。

活動計画

○ 各重点目標

A 学習・文化活動分野の活動計画

B 体育活動分野の活動計画

C 青少年活動分野の活動計画

① 住民が主体的に活動できる公民館をめざし、住民自らが企画・運営する事業を推進します。

・地域の歴史や文化の継承、発展を図る学習・文化活動事業を推進します。

A ・住民が主体的に企画、運営する継続的な学習の機会を提供する事業を推進します。

・だれもが、気軽に交流し参加できる活動を進めていきます。

・住民の健康づくり、生きがいづくりにつながる事業を推進します。

B ・住民の交流や親睦を図り、仲間づくりのための事業を推進します。

・年齢差、体力差に関係なく誰でも自由に参加できる事業を展開します。

C ・学校では行われないような講座・体験教室を企画します。

・子どもが自主的に考え、企画、実施する事業を推進します。

② 子ども・子育て事業を強化・充実します。

A ・小さい子どもを持つ保護者の方が、公民館活動を積極的に行うことができるよう、子育て支援や公民館保育を充実していきます。

B ・年齢差、体力差に関係なく誰でも自由に参加できる事業を展開します。

C ・子育て世帯向けの育児支援や子育て交流の機会を提供し、地域ぐるみの子ども・子育て支援を促進します。

・学校では行われないような講座・体験教室を企画します。

③ 高齢者向け事業を強化・充実します。

- ・高齢者の学習・文化活動、社会参加の場を提供することにより、仲間づくりができ、孤立・孤独を解消し、健康で生きがいを持ち、積極的に地域活動に参加できるよう学習・文化活動事業の強化・充実を図ります。
- ・年齢差、体力差に関係なく誰でも自由に参加できる事業を展開します。

④ 今日的課題に対応した学習・文化・スポーツ・青少年活動事業を推進します（ICT・防災・人権など）。

- ・今日的課題に対応した講座を開催します（ICT・防災・人権など）。
- ・住民の健康づくり、生きがいづくりにつながる事業を展開します。
- ・今日的課題に対応した講座を開催します。

⑤ 関係機関・団体との交流・連携を深めるとともに地域の人材による学習成果の地域還元を推進します。

- ・利用団体・サークル活動の支援につながる学習・文化活動事業を推進します。
- ・地域住民が幅広く参画できるよう、スポーツ推進委員と公民館利用サークルを含む地域団体が連携し、新たな中心軸が出来る事業を展開します。
- ・住民の健康づくり、生きがいづくりにつながる事業を展開します。
- ・関係機関・地域団体と連携した青少年事業を推進します。

⑥ 公民館活動内容に対する住民への情報提供を行い、公民館への関心を高めていきます。

- ・公民館の活動や地域内の各種情報を地域住民に広く発信します
- ・サークル活動の発信と交流の場となる広報を推進します。

[illegible]

重点目標と活動計画を受け、活動分野別の具体的な取り組み事例を示します。

- | | |
|----------|---|
| 重点
目標 | ① 住民が主体的に活動できる公民館をめざし、住民自らが企画・運営する事業を推進します。 |
|----------|---|

〈学習・文化活動〉

【活動計画】

- (ア)地域の歴史や文化の継承、発展を図る学習・文化活動事業を推進します。
- (イ)住民が主体的に企画、運営する継続的な学習の機会を提供する事業を推進します。
- (ウ)だれもが、気軽に交流し参加できる活動を進めていきます。

【具体的な取り組み事例】

- ・歴史講座や史跡探求「まち歩き」など
- ・各種学級（ことぶき学級、成人学級等）
- ・自主企画提案事業（はやぶさ塾）、自主企画支援事業
- ・公民館まつり ・サロンコンサート ・イルミフェスタ
- ・保育室の開放 ・子どもの居場所づくり（こども食堂、学習支援など）
- ・今日的課題に関する講座等（ICT、防災、人権、まちづくり、環境問題）
- ・学び、社会参加の場の提供（囲碁・将棋・健康麻雀教室、男の料理教室など）
- ・健康増進に関する講座
- ・大学、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会、青少年学習センター、国際交流ラウンジ、博物館、JAXAなど関係機関との連携

〈体育活動〉

【活動計画】

- (ア)住民の健康づくり、生きがいづくりにつながる事業を推進します。
- (イ)住民の交流や親睦を図り、仲間づくりのための事業を推進します。
- (ウ)年齢差、体力差に関係なく誰でも自由に参加できる事業を展開します。

【具体的な取り組み事例】

- ・自治会親善球技大会
（ソフトボール、ビーチボール、ファミリーバドミントン）

〈青少年活動〉

【活動計画】

- (ア)学校では行われないような講座・体験教室を企画します。
- (イ)子どもが自主的に考え、企画、実施する事業を推進します。

【具体的な取り組み事例】

- ・ゆめ教室 ・子どもまつり
- ・父子参加型講座

重 点
目 標

② 子ども・子育て事業を強化・充実します。

〈学習・文化活動〉

【活動計画】

(ア) 小さい子どもを持つ保護者の方が、公民館活動を積極的に行うことができるよう、子育て支援や公民館保育を充実していきます。

【具体的な取り組み事例】

- ・子どもまつり ・公民館まつり ・保育室の開放
- ・各種学級（成人学級、ことぶき学級等）
- ・自主企画提案事業（はやぶさ塾）、自主企画支援事業
- ・子どもの居場所づくり（こども食堂、学習支援など）

〈体育活動〉

【活動計画】

(ア) 年齢差、体力差に関係なく誰でも自由に参加できる事業を展開します。

【具体的な取り組み事例】

- ・わくわくスポーツ広場（ファミリーバドミントン教室、ファミリーハイキング、ニュースポーツ教室（ボッチャ、モルック、カローリング））
- ・eスポーツの紹介 ・健康まつり
- ・自治会親善球技大会
（ソフトボール、ビーチボール、ファミリーバドミントン等）

〈青少年活動〉

【活動計画】

(ア) 子育て世帯向けの育児支援や子育て交流の機会を提供し、地域ぐるみの子ども・子育て支援を促進します。

(イ) 学校では行われないような講座・体験教室を企画します。

【具体的な取り組み事例】

- ・ゆめ教室 ・子どもまつり
- ・父子参加型講座 ・職業体験
- ・ドローン教室 ・昔の道具に関する事業
- ・こども食堂、学習支援 ・子どもの居場所づくり
- ・今日的課題（育児講座、異年齢でのゲーム大会）

重 点
目 標

③ 高齢者向け事業を強化・充実します。

〈学習・文化活動〉

【活動計画】

(ア) 高齢者の学習・文化活動、社会参加の場を提供することにより、仲間づくりができ、孤立・孤独を解消し、健康で生きがいを持ち、積極的に地域活動に参加できるよう学習・文化活動事業の強化・充実を図ります。

【具体的な取り組み事例】

- ・ 各種学級（ことぶき学級、成人学級等）
- ・ 今日的課題に関する講座等（ＩＣＴ、防災、人権、まちづくり、環境問題）
- ・ 学び、社会参加の場の提供（囲碁・将棋・健康麻雀教室、男の料理教室など）
- ・ 健康増進に関する講座
- ・ 自主企画提案事業（はやぶさ塾）、自主企画支援事業
- ・ 公民館まつり
- ・ 大学、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会、青少年学習センター、国際交流ラウンジ、博物館、ＪＡＸＡなど関係機関との連携

〈体育活動〉

【活動計画】

(ア) 年齢差、体力差に関係なく誰でも自由に参加できる事業を展開します。

【具体的な取り組み事例】

- ・ 自治会親善球技大会（ソフトボール、ビーチボール、ファミリーバドミントン）
- ・ ゲートボール大会
- ・ わくわくスポーツ広場（ファミリーバドミントン教室、健康ハイキング、ニュースポーツ教室（ボッチャ、モルック、カローリング））
- ・ 健康ウォーキング ・ eスポーツの紹介 ・ 健康まつり

重点
目標

④ 今日的課題に対応した学習・文化・スポーツ・青少年活動事業を推進します（ＩＣＴ・防災・人権など）。

〈学習・文化活動〉

【活動計画】

（ア）今日的課題に対応した講座を開催します。（ＩＣＴ・防災・人権など）

【具体的な取り組み事例】

- ・ 各種学級（ことぶき学級、成人学級等）
- ・ 自主企画提案事業（はやぶさ塾）、自主企画支援事業
- ・ 公民館まつり
- ・ 子どもの居場所づくり（こども食堂、学習支援など）
- ・ ＩＣＴ、防災、人権、まちづくり、環境問題等の講座
- ・ 学び、社会参加の場の提供（囲碁・将棋・健康麻雀教室、男の料理教室など）
- ・ 健康増進に関する講座
- ・ 大学、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会、青少年学習センター、国際交流ラウンジ、博物館、ＪＡＸＡなど関係機関との連携

〈体育活動〉

【活動計画】

（ア）住民の健康づくり、生きがいづくりにつながる事業を展開します。

【具体的な取り組み事例】

- ・ わくわくスポーツ広場（ファミリーバドミントン教室、健康ハイキング、ニュースポーツ教室（ボッチャ、モルック、カローリング））
- ・ 健康ウォーキング ・ eスポーツの紹介 ・ 健康まつり

〈青少年活動〉

【活動計画】

（ア）今日的課題に対応した講座を開催します。

【具体的な取り組み事例】

- ・ ゆめ教室でのパソコンの活用 ・ 子どもまつり
- ・ 父子参加型講座 ・ 職業体験 ・ ドローン教室
- ・ 育児講座、異年齢でのゲーム大会

重 点
目 標

⑤ 関係機関・団体との交流・連携を深めるとともに地域の人材
による学習成果の地域還元を推進します。

〈学習・文化活動〉

【活動計画】

(ア) 利用団体・サークル活動の支援につながる学習・文化活動事業を推進します。

【具体的な取り組み事例】

- ・ 歴史講座や史跡探求「まち歩き」など
- ・ 各種学級（ことばき学級、成人学級等）
- ・ 自主企画提案事業（はやぶさ塾）、自主企画支援事業
- ・ 公民館まつり ・ サロンコンサート ・ イルミフェスタ
- ・ 子どもの居場所づくり（こども食堂、学習支援など）
- ・ 今日的課題（ＩＣＴ、防災、人権、まちづくり、環境問題）
- ・ 学び、社会参加の場の提供（囲碁・将棋・健康麻雀教室、男の料理教室など）
- ・ 健康増進に関する講座
- ・ 大学、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会、青少年学習センター、国際交流ラウンジ、博物館、ＪＡＸＡなど関係機関との連携

〈体育活動〉

【活動計画】

(ア) 地域住民が幅広く参画できるよう、スポーツ推進委員と公民館利用サークルを含む地域団体が連携し、新たな中心軸が出来る事業を展開します。

【具体的な取り組み事例】

- ・ 自治会親善球技大会
(ソフトボール、ビーチボール、ファミリーバドミントン)
- ・ ゲートボール大会
- ・ わくわくスポーツ広場（ファミリーバドミントン教室、健康ハイキング）
ニュースポーツ教室（ボッチャ、モルック、カローリング）
- ・ 健康まつり

〈青少年活動〉

【活動計画】

(ア) 関係機関・地域団体と連携した青少年事業を推進します。

【具体的な取り組み事例】

- ・ 他の組織との連携・役割分担（青少年学習センター、こどもセンター、児童館）
- ・ 子どもまつり ・ 職業体験 ・ ドローン教室 ・ 昔の道具に関する事業

重 点
目 標

⑥ 公民館活動内容に対する住民への情報提供を行い、公民館への
関心を高めていきます。

〈広報活動〉

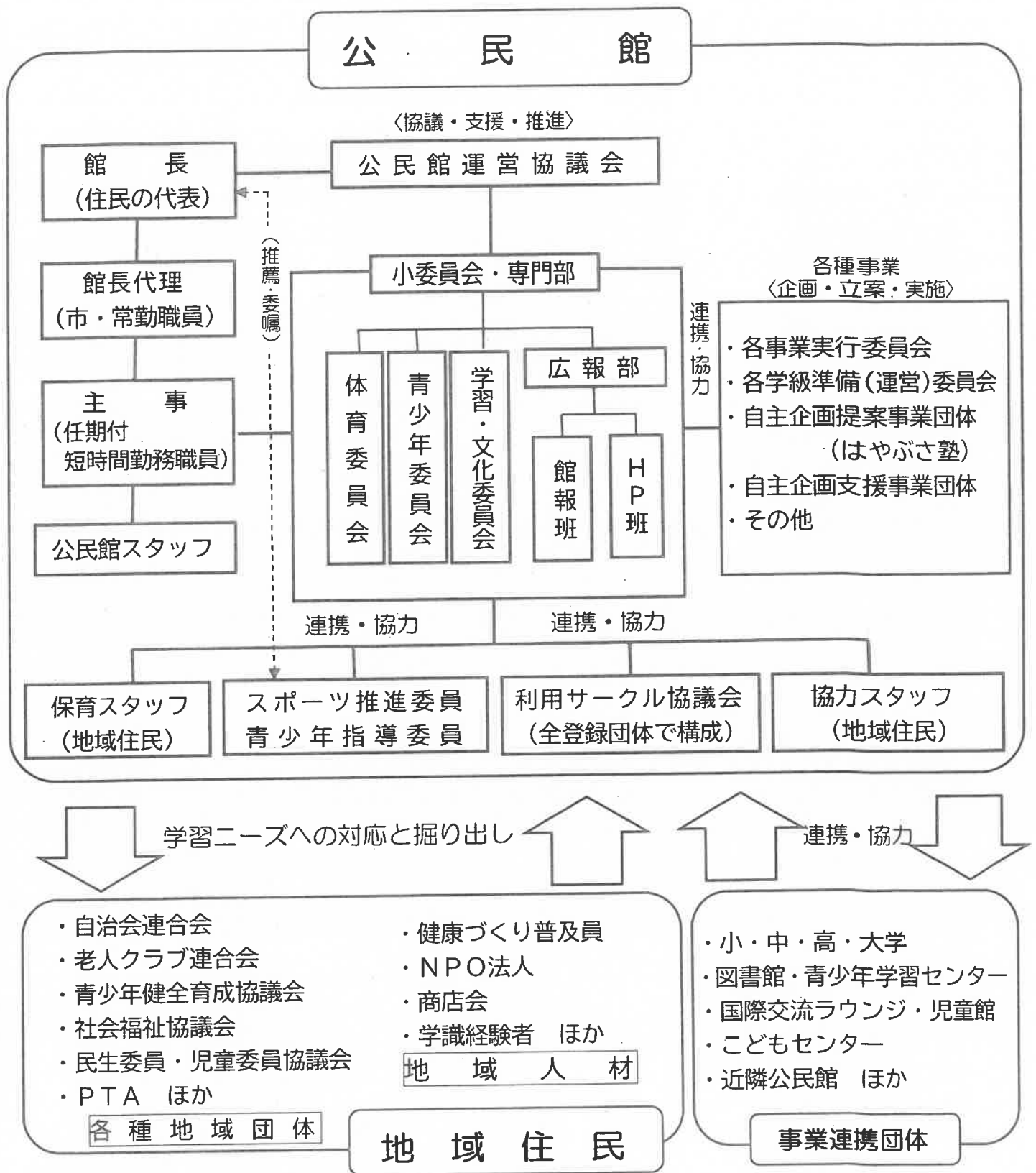
【活動計画】

- (ア) 公民館の活動や地域内の各種情報を地域住民に広く発信します。
- (イ) サークル活動の発信と交流の場となる広報を推進します。

【具体的な取り組み事例】

- ・ ホームページの活用とSNSの充実
- ・ 館報による地域情報の発信
- ・ ロビーや3階展示スペースの活用
- ・ 利用者にわかりやすい館内掲示の工夫
- ・ 各種事業のタイムリーかつ多様な方法による開催案内
- ・ 事業結果の発信
- ・ サークル活動の定期展示
- ・ 周年記念誌や地域史などの開架（おおのきたミニライブラリー）
- ・ 利用者にわかりやすい各種情報の案内

「 であえる まなべる つながる みんなの公民館 」



〈住民によるすべての住民のための公民館活動体制〉

- (1) 公民館運営協議会による、公民館主催事業の企画・計画、事業評価による推進
- (2) 住民参加の実行委員会、専門部等地域の人材活用による事業の推進
- (3) 登録団体で構成されている利用サークル協議会と公民館との連携を図る、住民主体による事業の推進
- (4) スポーツ推進委員、青少年指導委員等との連携による事業の推進

策定経過

R 5. 9. 2 0	令和5年度第2回大野北公民館運営協議会 ・大野北公民館振興計画の改定について 大野北公民館振興計画検討委員会の設置 地域課題の抽出
R 5. 1 2. 6	第1回大野北公民館振興計画検討委員会 委員長及び副委員長の選出 地域課題の抽出
R 6. 1. 1 9	第2回大野北公民館振興計画検討委員会 第二次振興計画に掲げられた課題の解決状況の検討
R 6. 2. 1 6	第3回大野北公民館振興計画検討委員会 基本理念の検討
R 6. 3. 1 5	令和5年度第3回大野北公民館運営協議会 検討状況の報告
R 6. 4. 1 9	第4回大野北公民館振興計画検討委員会 重点目標の検討
R 6. 5. 1 5	第5回大野北公民館振興計画検討委員会 重点目標の検討
R 6. 7. 3	令和6年度第1回大野北公民館運営協議会 検討状況の報告
R 6. 7. 1 7 7. 1 8 7. 1 9	青少年委員会 体育委員会 学習・文化委員会 基本理念、重点目標に沿った活動計画の検討
R 6. 9. 2 5	第6回大野北公民館振興計画検討委員会 活動計画、具体的な取り組み事例の検討
R 6. 1 0. 1 8	第7回大野北公民館振興計画検討委員会 振興計画改定（案）の検討
R 6. 1 1. 2 6 1 1. 2 7 1 1. 2 8	青少年委員会 学習・文化委員会 体育委員会 活動計画、具体的な取り組み事例の検討
R 6. 1 2. 1 8	令和6年度第2回大野北公民館運営協議会 振興計画改定（案）の検討

R 7. 1. 2 9	第 8 回大野北公民館振興計画検討委員会 振興計画改定（案）の検討
R 7. 2. 1 9	第 9 回大野北公民館振興計画検討委員会 振興計画改定（案）の検討
R 7. 3. 5 3. 7 3. 1 5	学習・文化委員会 青少年委員会 体育委員会 振興計画改定（案）の検討
R 7. 3. 1 9	令和 6 年度第 3 回大野北公民館運営協議会 振興計画改定（案）の承認

令和 年度 大野北公民館 事業評価シート

事業名							
事業のねらい・趣旨							
実施年月日	年 月 日 () ~		年 月 日 ()		計 回		
参加者数	名 (募集人数 名)						
評価・反省	1. 企画面点 (最高35点)	(1) 企画内容が活動計画に適合していたか	非常に適合していた	☐	☐	12	
			適合していた	☐	☐	7	
			改善を要する	☐	☐	3	
		(2) 事業形態(学級、講座、教室、講習会等)は適切であったか。	非常に適切であった	☐	☐	12	
			適切であった	☐	☐	7	
			改善を要する	☐	☐	3	
		(3) 事業方法(公、共同、委託)は適切であったか。	非常に適切であった	☐	☐	11	
			適切であった	☐	☐	6	
			改善を要する	☐	☐	3	
	2. 運営点 (最高30点)	(1) 参加者へ事業の趣旨・目的は伝えられたか	非常に適切であった	☐	☐	7	
			適切であった	☐	☐	4	
			改善を要する	☐	☐	2	
		(2) 講師等の打合せ・内容確認等は適切であったか	非常に適切であった	☐	☐	7	
			適切であった	☐	☐	4	
			改善を要する	☐	☐	2	
		(3) 準備・段取りは十分であったか	非常に適切であった	☐	☐	7	
			適切であった	☐	☐	4	
			改善を要する	☐	☐	2	
		(4) 事業スタッフの人数は	人数が確保でき、スムーズな運営ができた	☐	☐	9	
			何とか対応できる人数だった	☐	☐	5	
			不都合が生じた	☐	☐	1	
	3. ねらいの到達度 総合評価点 (最高35点)		(1) 事業への参加者数は	計画の80%以上	☐	☐	12
				計画の50%以上	☐	☐	7
				計画の50%未満	☐	☐	3
(2) 参加者の満足度は(アンケート等)		とてもよかった、よかったが70%以上	☐	☐	12		
		とてもよかった、よかったが50%以上	☐	☐	7		
		とてもよかった、よかったが50%未満	☐	☐	3		
(3) 課題解決に役立てたか、仲間づくり・グループづくりができたか、住民の自治能力形成や、地域づくりに結びついたか	課題解決、仲間づくり・グループづくり、住民の自治能力形成、地域づくりのいずれかができた	☐	☐	11			
	次の事業への展開の手がかりができた	☐	☐	7			
	何もできなかった	☐	☐	3			
合計点							
総合評価(A・B・C)							

- * 第1次評価者＝事業実施担当者、事業実施実行委員会、専門部等
- * 第2次評価者＝事業担当者、公民館長、運営協議会、専門部等で点数及びランク確認を行う。
- * 1～3のポイント合計は、100満点でランクはA(100～73)B(72～47)C(46～25)の3段階とし、Cランクの場合は継続・廃止を含め検討を要する。
- * 事業評価シートは運営協議会に公開するものとし、評価項目は必要に応じ見直しを行う。

特記事項(課題、改善案、申し送り事項等)

--

○社会教育法（昭和24年法律第207号）（抜粋）

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。
但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- （1）定期講座を開設すること。
- （2）討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- （3）図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- （4）体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- （5）各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- （6）その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

○公民館の設置及び運営に関する基準（平成15年6月6日文部科学省告示第112号）

（趣旨）

第1条 この基準は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

（対象区域）

第2条 公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対

象となる区域(第6条第2項において「対象区域」という。)を定めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第3条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

第4条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第5条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第6条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。

3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。

4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(地域の実情を踏まえた運営)

第7条 公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第8条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

(施設及び設備)

第9条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価等)

第10条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和5・6年度 大野北公民館運営協議会委員名簿

氏 名	選 出 母 体	小委員会(○印委員長)	備考
小川 紳夫 (会長)	大野北公民館長		
彦坂 克則	共和小学校長	青少年	R5
大内 真理子	大野北小学校長	青少年	R6
小林 知昭	共和中学校長	体育	R5
古屋 礼史	大野北中学校長	体育	R6
山口 信郎 (副会長)	大野北地区自治会連合会	体育	
林 知治	大野北地区自治会連合会	体育	
岡本 誠	大野北地区自治会連合会	青少年	
森光 雄一郎	大野北青少年健全育成協議会	青少年	
宮津 敏信	大野北地区老人クラブ連合会	体育	
佐藤 幸一	にこにこ星ふちのべ商店会	体育	
小出 茂	PTA大野北ブロック (大野北中学校PTA)	青少年	R5
亀川 美里	PTA大野北ブロック (共和小学校PTA)	青少年	R6
柿沼 秀康	大野北地区社会福祉協議会	学習文化	
望月 規男	大野北地区民生委員児童委員協議会	青少年	
緒方 祐美	大野北公民館利用サークル	学習文化	
今 美和子	大野北公民館利用サークル	学習文化	
金田 輝義	大野北公民館利用サークル	学習文化	
坂口 芳郎	社会教育有識者	学習文化	
河本 耕生	社会教育有識者	○青少年	
猪口 敦子	公募委員	○学習文化	
柴田 孝子	公募委員	学習文化	
清水 博登	公募委員	青少年	
中島 順子	青少年指導委員大野北地区協議会	青少年	R5
稲富 義彦	青少年指導委員大野北地区協議会	青少年	R6
長田 文成	スポーツ推進委員大野北地区協議会	○体育	
市橋 まゆみ	大野北公民館広報部会	体育	

大野北公民館振興計画検討委員会 名簿

氏 名	選 出 母 体	備 考
小川 紳夫	大野北公民館長	委員長
山口 信郎	大野北地区自治会連合会	
林 知治	大野北地区自治会連合会	
佐藤 幸一	にこにこ星ふちのべ商店会	
緒方 祐美	大野北公民館利用サークル	副委員長
今 美和子	大野北公民館利用サークル	
坂口 芳郎	社会教育有識者	
河本 耕生	社会教育有識者	
猪口 敦子	大野北公民館利用サークル	
長田 文成	スポーツ推進委員大野北地区協議会	
市橋 まゆみ	大野北公民館広報部会	

第三次 大野北公民館振興計画

である まなべる つながる みんなの公民館

発行 令和7年3月

相模原市立大野北公民館

〒252-0233

相模原市中央区鹿沼台1-10-20

電話042-755-6601

FAX042-755-6603

H P <https://www.sagami-hara-kouminkan/onokita-k/>

Email onokita-k@city.sagami-hara.kanagawa.jp